

受験生・修学生の皆様へ

鬼北町医師確保 奨学金貸与制度のご案内

対象

国内大学の医学部・医学科 入学生・修学生

貸与額

入学資金：上限 100万円

修学資金：月額 20万円

貸与期間

大学在学期間（6年間）を上限とする貸し付けを
決定した期間

返還免除

卒業後最長14年の間に町の指定医療機関で勤務した
月数が貸付月数に達した場合に返還が免除されます。

その他

受付終了後に、書類審査を行い、必要に応じて面接
による選抜審査を行います。審査後、申込者に書面
で通知します。

お問い合わせ

鬼北町（町民生活課・保健介護課）

〒798-1395 北宇和郡鬼北町大字近永800-1

TEL：0895-45-1111（2110）（3110）（3111）

E-mail：chomin@town.kihoku.ehime.jp又は

hoken@town.kihoku.ehime.jp

を応援します
愛媛県鬼北町の地域医療を支える君の力

◎貸与対象者及び人数

国内の大学医学部・医学科 入学生・修学生

※1 募集人数は、予算の範囲内で決定します。

※2 申請時において本人または生計を一にする親族等が愛媛県内に住所を有し、かつ、町が指定する医療機関において一定期間医師として従事することが条件です。

◎貸与額

「入学資金」・・・100万円（上限）

「修学資金」・・・20万円（月額）

◎貸与期間及び貸与方法

■貸与期間は、入学月から大学を卒業する月まで（6年間）となります。

奨学金の貸与を受ける者が休学、停学、留年したときは、休学の日、停学の処分を受けた日、留年した日の属する月の翌月から復学した日又は進級した日の属する月まで奨学金の貸与は行いません。

■入学金については入学年次に1回、修学費については毎月貸与（口座振込み）します。

※ 入学資金の貸付は、入学する年度の6月末日までに申請が必要です。

◎貸与申請

大学医学部への入学手続と併せて、申請書類を提出していただきます。

◎奨学金の返還免除

大学卒業後14年間（臨床研修期間を含む。）以内に、町が指定する医療機関（町立北宇和病院・国保診療所）で一定期間勤務した場合、貸与額が全額返還免除されます。

本制度は、「町内の地域医療に従事する医師を養成する」ことを目的としていますので、本制度の利用者は、返還免除要件（奨学金貸付月数と同期間の勤務）を満たすことを前提としています。

《卒業後の勤務例》（最長14年のうち町内の指定医療機関勤務6年）

1年目	2年目	3.4年目	5.6年目	7.8年目	9.10年目	11.12年目	13.14年目
初期臨床研修		（専門医研修） （※1）最長4年		地域医療貢献期間（6年）			
（臨床研修指定病院）		（専門医研修指定病院）		町内の指定医療機関で勤務 （従事月数が修学貸付月数に達すれば免除）			

※1 初期臨床研修終了後、4年を上限として、（専門医研修）を受けることができます。

◎奨学金の返還

返還免除要件を成就しなかった場合（貸与が取り消されたとき、大学卒業後2年以内に医師免許を取得しなかったとき、医師免許取得後直ちに初期臨床研修を開始しなかったとき等）は、貸与を受けた奨学金の全額と一定の利息を加えた額を一括返還しなければなりません。

◎その他注意事項

奨学金貸与に際しては、「独立の生計を営み、奨学金の返還の債務を負担することができる資力を有する成年者」2名の保証人が必要です。（保証人のうち1人は申請者の父母を充てることができます。）